第14号様式（第8条関係）
（その1）

令和　7　年分
（　　年　　月　　日開催分）

収支報告書

「□」内には、該当するものに「✔」を記入すること。

政治団体の区分	
□	政党
□	政党の支部
□	政治資金団体
□	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑	その他の政治団体
□	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑	2以上の都道府県の区域等
□	同一の都道府県の区域内

（ふりがな）	いすいかい
1　政治団体の名称	井水会
2　主たる事務所の所在地	〒 552-0011　大阪府大阪市港区南市岡1丁目7-24 ジョイフルハイツ小谷 1F
3　代表者の氏名	井上 英孝
4　会計責任者の氏名	井上 英孝

事務担当者の氏名　小田 優子
（電話）　06-658[illegible]-0001
（電話）
（電話）

受付
8.7.17
収支公開室

受付
令-8.6.25
大阪府選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無	
☑	有
□	無
公職の種類	衆議院議員（現・候）
（選挙区）	大阪府第1 選挙区
資金管理団体の届出をした者の氏名	井上 英孝

資金管理団体の指定の期間				
令和	年	月	日から	
令和	年	月	日まで	

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名等	井上 英孝
公職の種類等	衆議院議員（現・候）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
	R 0 7	R	R	

100440

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	29,513,227
（前年からの繰越額）	25,513,227
（本年の収入額）	4,000,000
支出総額	4,166,341
翌年への繰越額	25,346,886

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	4,000,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	4,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	4,000,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
1	日本維新の会国会議員団	2,000,000	R7/6/23	東京都千代田区永田町2-17-3-503	吉村洋文	
2	日本維新の会国会議員団	2,000,000	R7/12/10	東京都千代田区永田町2-17-3-503	吉村洋文	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	4,000,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	4,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	332,928	0	
(4) 事務所費	165,768	0	
小計	498,696	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,438,165	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	29,480	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	29,480	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	2,200,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	3,667,645	0	
合計	4,166,341		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	商品代	17,398	R7/2/26	株式会社　松屋	東京都中央区銀座3-6-1	
2	商品代	25,578	R7/5/24	玉井製麺所	奈良県桜井市三輪214番地	
3	商品代	10,545	R7/8/14	玉井製麺所	奈良県桜井市三輪214番地	
4	商品代	13,600	R7/9/18	株式会社　蓬莱	大阪府大阪市浪速区桜川4丁目2番5号	
5	商品代	10,050	R7/10/3	ﾍﾟｽﾄﾘｰうんてん	東京都新宿区若葉1-16-7-1F	
6	文具代	10,716	R7/10/7	有限会社竹山商店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館	
7	商品代	11,350	R7/10/23	ﾍﾟｽﾄﾘｰうんてん	東京都新宿区若葉1-16-7-1F	
8	商品代	13,050	R7/11/4	株式会社　蓬莱	大阪府大阪市浪速区桜川4丁目2番5号	
9	商品代	12,315	R7/11/6	玉井製麺所	奈良県桜井市三輪214番地	
10	文具代	10,590	R7/11/13	有限会社竹山商店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館	
11	商品代	11,868	R7/12/8	株式会社おきな昆布	大阪府大阪市中央区南船場3丁目12-4	
12	商品代	11,112	R7/12/17	株式会社おきな昆布	大阪府大阪市中央区南船場3丁目12-4	
	この頁の小計	158,172				
	その他の支出	174,756				
	合計	332,928				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	政治資金監査報酬	63,213	R7/6/3	登録政治資金監査人　片山雅博	大阪府大阪市天王寺区小橋町2-13 IDMﾋﾞﾙ8F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	63,213				
	その他の支出	102,555				
	合計	165,768				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	宿泊代	28,200	R7/2/18	ｱﾊﾟﾎﾃﾙﾌﾟﾗｲﾄﾞ 赤坂国会議事堂前	東京都千代田区永田町2-10-2	
2	JR乗車券代金	30,400	R7/9/17	株式会社JTB	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階	
3	クリーニング代	11,528	R7/11/27	（有）山辺ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ商会	東京都大田区山王4-17-18	
4	クリーニング代	10,164	R7/12/25	（有）山辺ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ商会	東京都大田区山王4-17-18	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	80,292				
	その他の支出	226,063				
	合計	306,355				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	会費	12,000	R7/1/10	天王寺地区保護司会	大阪府大阪市天王寺区小橋町13-10KMﾋﾞﾙ901	
2	会費	20,000	R7/1/28	ﾃｨｸﾞﾚﾌｫｰﾗﾑ	東京都新宿区下宮比町2-26KDX飯田橋ﾋﾞﾙ7F	
3	会費	12,000	R7/1/30	大阪市中央区商店会連合会	大阪府大阪市中央区本町1-4-5	
4	会費	20,000	R7/2/12	庖寿会	大阪府大阪市港区波除2-4-10-2F	
5	会費	15,000	R7/2/21	三田勝久君を励ます会	大阪府大阪市港区夕凪2-18-7	
6	商品代	30,360	R7/5/18	大阪総合園芸ｾﾝﾀｰ	大阪府大阪市中央区南船場1-15-1	
7	会費	20,000	R7/5/23	阿部けいし後援会	兵庫県神戸市兵庫区東山町2-1-5	
8	商品代	15,180	R7/5/27	大阪総合園芸ｾﾝﾀｰ	大阪府大阪市中央区南船場1-15-1	
9	商品代	14,850	R7/6/3	大阪総合園芸ｾﾝﾀｰ	大阪府大阪市中央区南船場1-15-1	
10	会費	20,000	R7/6/11	全日本調理師協会	京都府京都市東山区轆轤町103-1 2階	
11	会費	12,000	R7/6/27	大阪市中央区商店会連合会	大阪府大阪市中央区本町1-4-5	
12	会費	12,000	R7/10/31	議長就任祝賀会実行委員会	大阪府大阪市平野区平野北1-10-29	
13	生花代	198,000	R7/11/14	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号	
14	会費	15,000	R7/12/28	川渕由香里	大阪府大阪市港区南市岡2-11-27	
	この頁の小計	416,390				
	その他の支出	166,194				
	合計	582,584				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会合　飲食代	25,000	R7/2/13	夢風船	東京都新宿区荒木町10-17ｻﾝﾗｲｽﾞﾋﾞﾙF1	
2	会合　飲食代	27,940	R7/2/18	焼鳥　多喜	東京都新宿区荒木町9-22	
3	会合　飲食代	25,500	R7/2/27	ちゃんこ玉海力赤坂店	東京都港区赤坂3-17-10ﾌﾛｰﾚﾝｽ一ツ木ﾋﾞﾙ2階	
4	会合　飲食代	11,210	R7/3/4	お好み焼きのろ赤坂本店	東京都港区赤坂2丁目17-72赤坂ｲｰﾃﾞﾝﾋﾞﾙB1	
5	会合　飲食代	49,280	R7/3/5	KABUNCHIKA	東京都港区赤坂5丁目1-1HKｱｶｻｶ5丁目ﾋﾞﾙB1F	
6	会合　飲食代	24,320	R7/3/27	四谷　嘉賓	東京都新宿区四谷1-7第三鹿倉ﾋﾞﾙ2F	
7	会合　飲食代	19,930	R7/4/10	博多よかろう門本店	東京都港区赤坂2-17-72-1F	
8	会合　飲食代	11,000	R7/6/10	味問屋いちにち一膳	東京都港区赤坂4-3-27	
9	会合　飲食代	33,130	R7/7/25	有限会社白雪鮨	東京都新宿区中落合1-13-4ｺﾝｼｪﾘｱ新宿落合101	
10	会合　飲食代	30,000	R7/8/29	夢風船	東京都新宿区荒木町10-17ｻﾝﾗｲｽﾞﾋﾞﾙF1	
11	会合　飲食代	32,500	R7/9/12	法善寺浅草	大阪府大阪市中央区難波1-1-12	
12	会合　飲食代	25,047	R7/9/12	銀邸　肉ラボ	東京都台東区上野4-8-90KAﾋﾞﾙ2F	
13	会合　飲食代	17,985	R7/10/9	はん亭　新丸ﾋﾞﾙ店	東京都千代田区丸の内1-5-1新丸ﾋﾞﾙ5F	
14	会合　飲食代	18,070	R7/11/18	創作酒場&カフェずん太	東京都新宿区荒木町3-7駒ﾋﾞﾙ103	
15	会合　飲食代	14,600	R7/12/1	たちばな	東京都中央区銀座八一七一十九	
	この頁の小計	365,512				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	会合　飲食代	27,000	R7/12/3	東京寿司ITAMAESUSHI赤坂店	東京都港区赤坂3丁目10番1号対翠館ﾋﾞﾙ1F	
17	会合　飲食代	24,100	R7/12/11	麹村	東京都千代田区平河町1-4-11	
18	会合　飲食代	21,340	R7/12/11	焼肉ﾄﾗｼﾞ丸ﾋﾞﾙ店	東京都千代田区丸の内2-4-1	
19	会合　飲食代	22,360	R7/12/18	創作酒場＆カフェずん太	東京都新宿区荒木町3-7駒ﾋﾞﾙ103	
	この頁の小計	94,800				
	その他の支出	88,914				
	合計	549,226				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費 宣伝自動車　リース代・維持費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	バッテリー修理代	29,480	R7/10/3	大阪ﾄﾖﾍﾟｯﾄ㈱東成店	大阪府大阪市東成区深江北1-17-9	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	29,480				
	その他の支出	0				
	合計	29,480				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附	50,000	R7/6/25	巧友会	富山県小矢部市岩武1051	
2	寄附	50,000	R7/6/25	巧友会	富山県小矢部市岩武1051	
3	寄附	50,000	R7/6/25	巧友会	富山県小矢部市岩武1051	
4	寄附	50,000	R7/6/25	巧友会	富山県小矢部市岩武1051	
5	寄附	2,000,000	R7/12/10	日本維新の会衆議院大阪府第1選挙区支部	大阪府大阪市港区南市岡1丁目7-24 ｼﾞｮｲﾌﾙﾊｲﾂ小谷1F	
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	2,200,000				
	その他の支出	0				
	合計	2,200,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　20日

政治団体の名称　井水会

会計責任者の氏名　井上　英孝　（印）

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

令和　8年　6月15日

井水会

代表　井上　英孝　　殿

登録政治資金監査人　片山雅博

登　録　番　号　第　3872号

研修修了年月日　　平成23年4月28日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、井水会の令和7年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、井水会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、井水会に係る振込明細書を必要とする支出はなく、振込明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

なお、振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

井水会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　　上